

平成28年6月17日

浜松市長殿



所在地 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
申請者 株式会社ミダック
代表者 代表取締役

上記申請者代理人

東京都中央区銀座5-10-6 御幸ビル8階
芝田稔秋法律事務所

TEL 03-3571-1371 FAX03-3571-5846

弁護士

弁護士

弁護士

あつせん申請書

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例第17条第1項、及び浜松市の汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第18条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

事業計画告示年月日	平成22年10月8日 (浜松市告示第581号)
廃棄物処理施設の設置等の場所	浜松市北区引佐町奥山1397番地195 他35筆
紛争の相手方の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	条例及び要綱に基づく関係住民
あつせんを申請する理由	別紙事情説明書記載のとおり
交渉経過の概要	別紙事情説明書記載のとおり

(あっせん申請書別紙)

平成28年6月17日

浜松市長殿

申請者 株式会社ミダック

上記申請者代理人

東京都中央区銀座5-10-6 御幸ビル8階

芝田稔秋法律事務所

TEL 03-3571-1371 FAX03-3571-5846

弁護士

弁護士

弁護士

あっせん申請に係る事情説明書

当社が、今回あっせん申請を行うに至った理由及び交渉経過の概要は以下のとおりです。

記

第1 交渉経過の概要

これまで、当社は、貴市担当者との事前協議終了後である平成22年10月から現在に至るまで、貴市担当者の指導に従い関係住民（浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例《以下、「市条例」という》第2条第9号及び第6条第2項、及び浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱《以下、「市要綱」という》第2条第7号及び第7条2項参照）に対して、本件産業廃棄物処理施設、本件汚染土壌処理施設（以下、「本件施設」という）に関する事業計画説明会1回、見解書説

明会5回(計6回)を開催してまいりました。また、住民説明会の後、関係住民の方から意見書が提出された際には、意見書に[※]応える見解書をこれまで5通、現在提出待ちのものを含め合計6通作成しております。6通の見解書とも、住民の方から提出された意見書に対して詳細に応え、説明するものであり、それぞれ下記の頁数を有する大部のものとなっており、当社は住民の方の疑問に対して誠心誠意対応し、説明を尽くしてまいりました。

記

平成23年	2月26日	第1回見解書説明会	第1回見解書(146頁)
平成25年	9月14日	第2回見解書説明会	第2回見解書(205頁)
平成26年	5月25日	第3回見解書説明会	第3回見解書(157頁)
平成27年	3月8日	第4回見解書説明会	第4回見解書(104頁)
平成27年	11月29日	第5回見解書説明会	第5回見解書(186頁)
平成28年	6月現在	提出待ち	第6回見解書(351頁)

すなわち、当社は、市条例及び市要綱に規定された手続を誠実に遵守し、平成22年10月以来、6年間にわたって、関係住民に対して、「本件施設の安全性、特に本件施設予定地下に活断層がないことを真摯に説明してまいりました。しかしながら、関係住民は、活断層ではないとの調査結果が出ているにもかかわらず活断層と断じたうえで、その危険性を高く見積もることにより、本件施設を危険であると決めつけ、本件施設の設置に対して反対を続けている状態です。」また、住民説明会においては、実際には本件施設について同意が必要な住民に該当しないにもかかわらず、本件地層が活断層であると強く主張する特定の住民の代表と当社との間の地質学的、学術的な議論となり、一般の住民が理解することが困難な議論に終始し、一般の住民はもはや議論に参加することができない状態となっております。

第2 貴市の態度

平成27年11月29日に行われました第5回見解書説明会の前には、貴市より、次の段階へ進むためにも、第5回見解書説明会においてしっかりと説明を尽くし説明責任を果たしてもらいたい、とのお言葉を頂戴しており、あつせん手続に入る時期であるとの感触を得ておりました。

しかしながら、第5回見解書説明会で十分に説明を尽くしたにも係らず、同年12月1日付中日新聞に貴市担当者が、第5回見解書説明会を受けて「住民側が意見書を提出する意向を示している。業者の説明も尽くされていない状態のため、あつせん申請はないと思うし、受けられない」と述べたことなどが掲載されました。

当社は貴市の指導に従うべく、また、当社において貴市の指導に対して誤解があることを懸念し、同年12月25日には、弁護士とともに貴市を訪問し、状況の確認をさせていただきました。同席上において貴市からいただいた指導は、第5回見解書説明会に対する意見書がすでに住民から提出されている状態であり、意見書が出されている以上、それに対する見解書は提出いただきたい、というものでした。

当社としては、これまで本件施設の安全性について説明を尽くしてきており、住民の代表者を名乗る特定の人物が活断層に関する自己の見解に固執し、活断層に関する地質学的学術的議論が見解書説明会及び見解書において展開されるのみであり、これ以上発展的議論が行われる見通しが立たないこと、活断層の安全性については、すでに、平成26年12月3日実施の「第四紀断層調査業務報告書」に関する説明意見聴取会、およびその後平成27年3月までに調整委員より徴収した「第四紀断層に関する調査結果の確認について」の書面において、「活断層ではない」こと、少なくとも廃棄物処理施設を設置するための安全性は確保されているとする趣旨の調査結果が妥当であるとの見解が示されており、すでに特定の住民との議論は、廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設を設置するにあたって生活環境保全上の問題があるか否かとは無関係の議論となっており、議論を継続する必要性が見いだせないことを述べたうえで、あくまで貴市の立場を尊重し、第6回見解書の作成までは行う旨回答いたしました。

第6回見解書の作成にあたっては、密に貴市担当者と協議を行わせていただき、指導に従ってまいりました。当社としても、これで最後、という思いから、住民から出された疑問に対しては、もはや生活環境保全上の問題とは関係がなく、すでに何度も議論され、回答済みである点についても繰り返し説明を行いました。

そのうえで、平成28年4月26日に、再度、貴市を訪問し、第6回見解

書を提出することにより、市条例第17条第1項及び市要綱第18条第1項に基づきあっせん手続を行われたい旨、もし仮にあっせんを行うことができないというのであれば、あっせんを行うことができない理由を文書にて回答いただきたい旨申し入れました。

ところが、貴市は、その回答期限であった5月20日に、当社に対して、あっせんの必要性を認めながらも、平成27年12月1日付中日新聞上において貴市担当者が「あっせん申請はないと思うし、受けられない」と述べたことなどから、地域住民は市があっせんに入るとは考えていないなどと述べ、第6回見解書説明会を先ず行うよう口頭で要請がありました。これに対して当社がこれ以上単独で見解書説明会を行うことはできないが、市があっせんのもとであれば行う旨申し述べ再考を願い出ると、6月1日に至り、第5回見解書説明会席上で、ミダックは地すべり・断層について説明を終了していないと発言しているのだから、先ず第6回見解書説明会を開催すること、従って説明会実施の前に、あっせん手続を行うことはできない旨口頭での回答を頂戴いたしました。

なお、第5回見解書説明会の席上で、当社が上記のような発言を行った趣旨は、当該説明会だけで議論が尽きないのであれば当該説明会を継続するという趣旨であり、第5回説明会に対する住民からの意見書が提出されるか否かも不明な段階で第6回見解書説明会を行うという趣旨ではありませんでした。

第3 あっせんを申請する理由

以上述べましたように、当社と関係住民の間に、本件施設設置の可否、本件施設の予定地下に活断層が存在するか、かかる活断層の危険性について紛争が生じており、かかる紛争は自主的解決に至ることができない状態に至っております。

そこで、当社は、ここにあらためて、市条例第17条第1項及び市要綱第18条第1項に基づきあっせんの申請を行うものであります。

仮に、あっせんを行うことができないという場合には、あっせん手続を行うことができない理由を書面でご回答くださいますようお願いいたします。

以上